

土砂を搬出しようとするとき

1 工事区域外へ土砂を搬出するときは届出が必要です

建設工事などで発生する土砂を工事区域外へ搬出する場合には、搬出先などを記載した**処理計画書**を提出してください。

建設工事の区域からの搬出の場合

- ☆ 請負者（請負契約によらない場合は建設工事を行う者）が届出人となります。
- ☆ 土砂の搬出を開始する **20日前**までに届け出てください。

一時たい積場（ストックヤード）からの搬出の場合

- ☆ 一時たい積を行った者（埋立行為者）が届出者となります。
- ☆ 月間の処理計画を、その月の初日の **10日前**までに届け出てください。

2 届出の必要のない土砂の搬出もあります

次のような土砂の搬出については、処理計画書の届出は不要です。

- ☆ 搬出する土砂の数量の合計（一時たい積場からの搬出の場合は月間の搬出数量）が **500立方メートル未満**の場合
- ☆ 採石法又は砂利採取法の認可を受けて採取された土砂の搬出
※1
- ☆ 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂の搬出
- ☆ 法令等に基づく処分による義務の履行として行う土砂の搬出 など

※1 廃土石の搬出は届出が必要です

3 処理計画が不適切な場合は知事が勧告します

- ☆ 土砂の搬出先において埋立てに必要な法令の許可等を受けていない場合など、処理計画として不適切と認められる場合には、知事が計画の変更等を**勧告**します。
- ☆ 知事の勧告に従わない場合は、**氏名等を公表**する場合があります。また、処理計画書が提出されなかったり、虚偽の計画書が提出されたような場合は、**処罰の対象**になります。

